

令和7年度 川越市

第1回不動産公売案内

入札期間	令和8年1月27日(火)午前9時 ～令和8年2月3日(火)午後5時
開札の日時	令和8年2月9日(月)午前9時
開札の場所	川越市役所本庁舎7G会議室
公 売 財 産	売却区分番号 川-1号 (川越市大字今福 区分所有建物) 売却区分番号 川-2号 (川越市大字笠幡 区分所有建物)

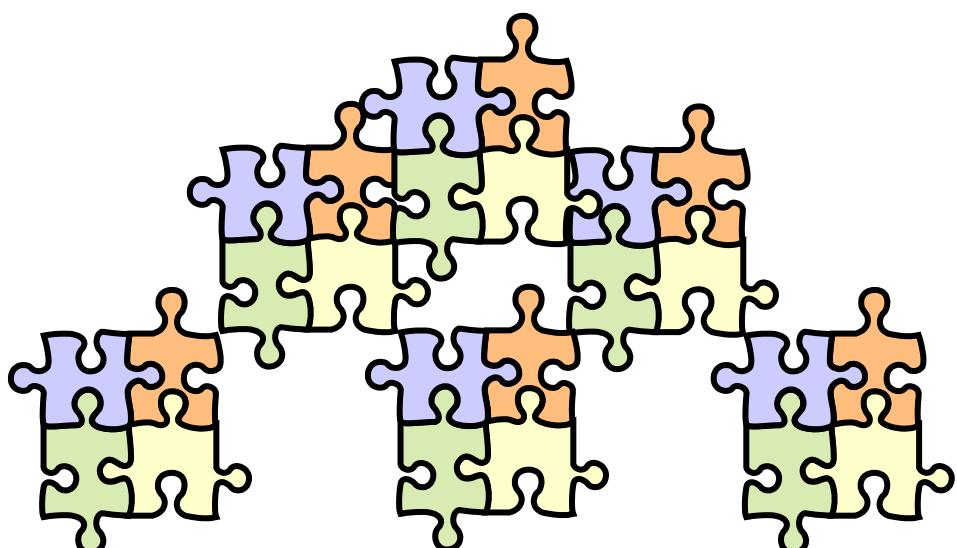
問合せ先

〒350-8601
埼玉県川越市元町1丁目3番地1
川越市 財政部 収納対策課

電話:049-224-6179

目 次

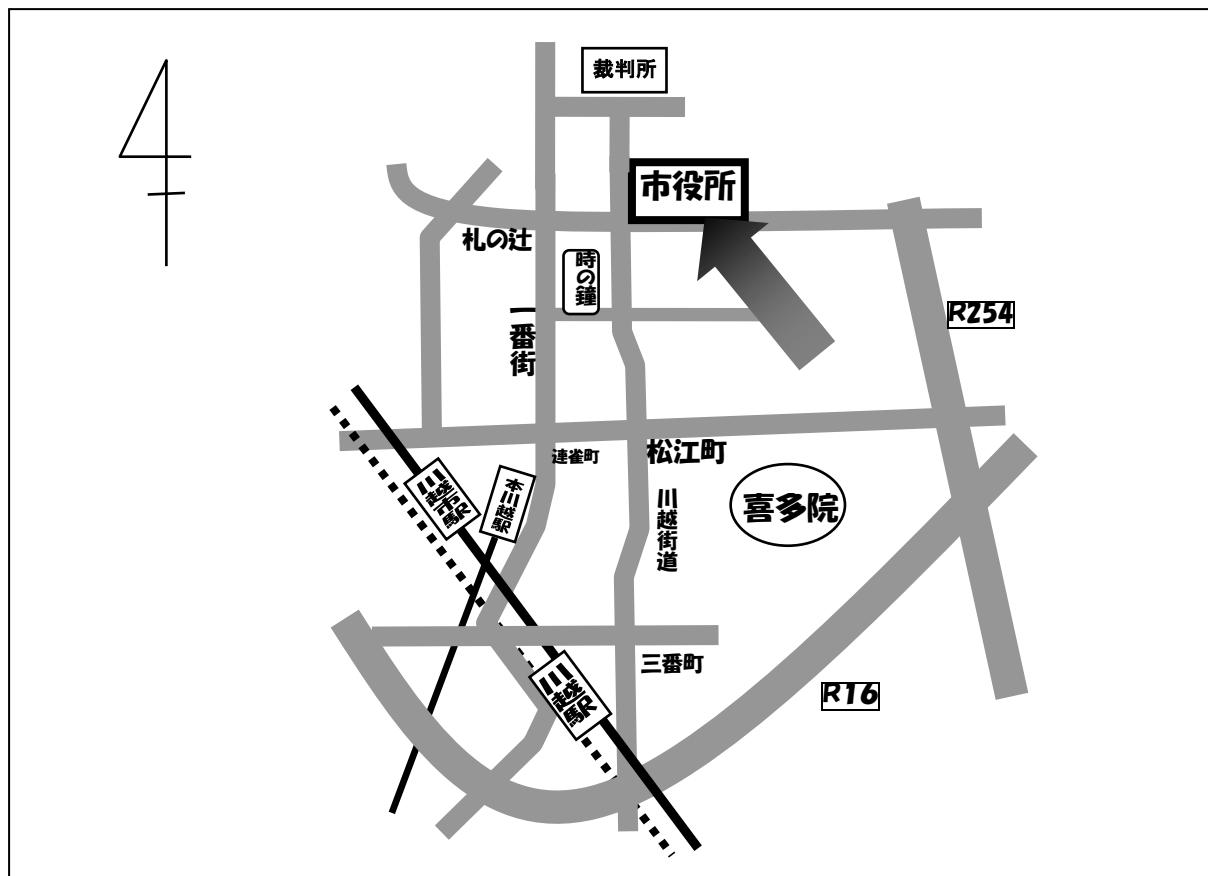
公売の日時及び場所等	1
公売財産一覧	2
入札される方へ	2
入札の方法(期間入札)	3
入札手順	9
入札書の記載例	10
公売財産の明細（売却区分番号川ー1号）	11
公売財産の明細（売却区分番号川ー2号）	19
入札書等送付依頼書(期間入札用)	29



公売の日時及び場所等

公 売 の 方 法	期 間 入 札
入 札 期 間	令和8年1月27日(火)午前9時から 令和8年2月3日(火)午後5時まで
入 札 書 提 出 先	〒350-8601 埼玉県川越市元町1丁目3番地 1 川越市役所 財政部 収納対策課 ※書類を直接持参する場合は平日の午前9時から 午後5時までが受付時間となります。
開 札 の 日 時	令和8年2月9日(月)午前9時
開 札 の 場 所	川越市役所本庁舎7G会議室
売却決定の日時	令和8年3月2日(月)午前9時 ※変更になる場合があります。
売却決定の場所	川越市役所収納対策課
代 金 納 付 期 限	令和8年3月2日(月)午後2時 ※変更になる場合があります。

川越市役所案内図



公売財産一覧

売却区分番号	見積価額	財産種別	財産所在	詳細頁
	公売保証金			
川-1号	2,240,000円	区分所有建物	川越市大字今福字山田563番地1 (川越スカイハイツ409号室)	11
	224,000円			
川-2号	1,800,000円	区分所有建物	川越市大字笠幡4004番地8 (笠幡団地2号棟302号室)	19
	180,000円			

入札される方へ

1. 公売は国税徴収法の例に準じて執り行います。
2. 公売は現況有姿により行うものです。十分にご理解の上、公売へご参加ください。
3. 公売財産の面積等は公簿上によるものです。入札に際しては、あらかじめその現況及び関係公簿等を確認してください。
4. 公売による権利移転に伴う手続は川越市で行います。なお、それに伴う費用（移転登記に必要とされる登録免許税等）は買受人の負担となります。
5. 川越市は公売財産の引渡義務を負いません。明渡請求、公売財産内の動産の処理及び鍵の引渡しなどは、すべて買受人自身で行ってください。
6. 買受代金の全額を納付したときから危険負担は買受人に移転します。
したがって、買受代金を全額納付後に生じた財産の毀損、盜難、焼失等による損害の負担は、買受人が負うことになります。
7. 川越市は公売財産について契約不適合責任を負いません。
8. 隣地との境界は、隣地所有者と協議してください。
9. 土壌汚染やアスベストなどに関する調査は行っておりません。また、廃棄物等の埋設の有無についても調査を行っておりません。
10. 入札の手続き等については、次ページの「入札の方法（期間入札）」をご覧ください。
11. 直前に公売が中止されることもございますので、入札書提出前に公売中止の有無をお問い合わせください。

問い合わせ先：川越市役所財政部収納対策課

TEL 049-224-6179

入札の方法(期間入札)

1. 公売参加資格

原則として公売保証金を納付すれば、どなたでも公売に参加することができます。ただし、次に該当する者は、法令の規定により公売に参加できません。

- ① 市長から入札を制限されている者
- ② 当該公売財産の所有者などの国税徴収法第92条（買受人の制限）の規定に該当する者
- ③ 公売への参加・買受代金の納付等を妨害した者、不当に価格を引き下げる目的を持って連合した者、偽りの名義で入札等をした者、正当な理由なく、買受代金を納付しなかった者などの国税徴収法第108条（公売実施の適正化のための措置）の規定に該当する者
- ④ 暴力団員等（法人の場合は役員が暴力団員等）の国税徴収法第108条第5項の規定に該当する者
- ⑤ 公売財産が農地である場合等、公売財産の買受人について、一定の資格その他の要件を必要とする場合に、これらの資格を有しない者（買受適格者証明書の提出ができない者など）

2. 入札手続き書類

入札の手続きに当たっては、下記の書類が必要となります。入札に参加される方は、「入札書等送付依頼書(期間入札用)」(P29)を川越市役所収納対策課の窓口に持参するか郵送(FAX可)でご提出ください。入札書等必要書類をお渡します。
提出先：〒350-8601 埼玉県川越市元町1丁目3番地1 川越市役所収納対策課
FAX：049-226-2538

- ① 入札書
- ② 入札書提出用封筒
- ③ 公売保証金納付書兼返還請求書兼口座振込依頼書
- ④ 公売保証金の充当申出書
- ⑤ 暴力団員等ではないことの陳述書
- ⑥ 委任状（個人の場合は本人以外、法人の場合は代表者以外が公売に参加する場合に必要）
- ⑦ 共同入札代表者の届出書（共同して入札する場合に必要）
- ⑧ 自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項
- ⑨ 指定許可等を受けていることを証する書類の写し

※⑥～⑨の書類については、該当する場合のみ提出してください。

※入札手続書類の入手方法及び入札手続書類についてご不明な点がございましたら、川越市役所収納対策課までご連絡ください。

電話番号 049-224-6179 受付時間 平日 午前9時～午後5時

3. 公売保証金の提供

入札希望者は、入札の際に定められた金額の公売保証金を納付する必要があります

す。公売保証金の納付方法は、次のいずれかをお選びください。なお、公売保証金は、公売財産の売却区分番号ごとに納付してください。

① 川越市役所収納対策課の窓口で納付

公売保証金相当額の現金又は銀行振出小切手（振出日から起算して7日を経過していないもの）を納付してください。小切手の取立てに手数料が必要な場合は、入札者の負担となります。

② 川越市の指定する口座への振込

振込を希望される方には、入札手続書類をお渡しする際に、振込先口座を明記した書類をお渡しします。振込手数料は入札者の負担となります。

4. 入 札

① 入札書提出用封筒に入札書のみを入れ、密封してください。封筒には、入札者の氏名又は名称、売却区分番号及び開札日時を記載してください。

なお、複数の物件に入札される場合は、売却区分ごとに入札書提出用封筒が必要となります。

② 入札書には、個人にあっては住民登録上の住所及び氏名を、法人にあっては、商業登記簿上の所在地及び名称を記載してください。

なお、「入札書」は、字体を鮮明に記載し、訂正したり、抹消したりしないでください。書き損じたときは、新たな「入札書」を作成してください。

③ 一度提出した「入札書」は入札期間内であっても、引換え、変更又は取消しできません。

④ 同一人が同一の売却区分番号の公売財産に対して、2回以上の入札がされた場合は、その入札のいずれも無効なものとなります。

⑤ 代理人が入札する場合は、代理権限を証する「委任状」を提出してください。

⑥ 共同して入札する場合は、専用の「入札書（共同入札用）」を使用し、併せて「共同入札代表者の届出書」及び共同入札者全員からの「委任状」を提出してください。

⑦ 暴力団員等ではないことの「陳述書」の提出をしてください。「陳述書」の提出がない場合や記載内容に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載の上、提出してください。共同して入札する場合は、入札者ごとに提出してください。

また、提出した「陳述書」は入札期間内であっても訂正や追完はできません。そのため、提出した陳述書に不備がある場合は、入札期間内に再提出が必要となります。

⑧ 入札期間を過ぎて提出された（到着した）「入札書」は無効となりますので、郵送により「入札書」を提出される場合は、所要の日数を見込んだうえで郵送してください。（入札期間内必着）

⑨ 関係書類の提出を確認した後に、「入札書提出用封筒受領証」をお渡します。

5. 入札の際に提出していただくもの

入札する時は、次の書類を提出してください。郵送の場合は、入札期間内必着です。

入札書類を窓口でご提出の際には本人確認できるものをご用意ください（運転免許証など）。

- ① 入札書を封入した入札書提出用封筒（必ず封をしてください。）
- ② 公売保証金納付書兼返還請求書兼口座振込依頼書（口座振込の場合は、裏面に金融機関発行の振込金受取書の原本を貼り付けてください。）
- ③ 公売保証金の充当申出書
- ④ 暴力団員等ではない旨の陳述書
- ⑤ 委任状（代理人が入札される場合は入札の前に提出してください。法人の従業員等、代表権限のない方が法人名で入札される場合は、当該法人の委任状を提出してください。）
- ⑥ 「入札書（共同入札用）」「共同入札代表者の届出書」及び共同入札者全員からの「委任状」（共同して入札する場合）
- ⑦ 次の指定許認可等を受けている事業者は、④の陳述書に指定許認可等を受けていることを証する書類の写しの添付が必要です。
 - ア 宅地建物取引業法第3条第1項の免許を受けて事業を行っている者は、都道府県又は国土交通省が発行する免許証等
 - イ 債権管理回収業に関する特別措置法第3条の許可を受けて事業を行っている者は、法務省が発行する許可書等
- ⑧ 自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項（自己の計算において入札等をさせようとする場合に必要です。）
- ⑨ 買受適格証明書（入札する物件が農地の場合に提出が必要です。）

6. 開札の方法

開札は、入札者又はその代理人の面前で行います。ただし、入札者またはその代理人が開札の場所にいないときは、公売事務を担当していない市職員が立ち会って開札します。

7. 最高価申込者の決定

最高価申込者の決定は、入札書の「入札価額」欄に記載された金額が見積価額以上で、かつ、最高の価額であるものに対して行います。

8. 追加入札

開札の結果、最高価申込者となるべき者が2名以上ある場合には、開札後その入札者の間で追加入札を行います。追加入札は開札の日に開札に引き続いて期日入札の方法により行います。追加入札の価額がなお同額のときは、くじで最高価申込者を決定します。

- ① 追加入札の価額は、当初の入札価額以上としなければなりません。
- ② 追加入札をすべきものが入札をしなかった場合、又は追加入札の価額が当初の入札価額に満たない場合は、その者の提供した公売保証金は川越市に帰属し、その後2年間は公売参加を制限します。

9. 次順位買受申込者の決定

- ① 国税徴収法第104条の2の規定により、入札価額が見積価額以上で、最高価申込者からの入札価額に次ぐ高価額であり、かつ、最高価申込者の入札価額から公売保証金の金額を控除した金額以上である入札者から、次順位による買受の申込があるときには、その者を次順位買受申込者とします。
なお、次順位申込者が2名以上あるときは、くじで決定します。
- ② 次順位買受申込者が納付した公売保証金は、原則として代金納付期限までは返還できません。

10. 通知

開札後、公売財産の売却区分ごとに最高価申込者には「不動産の最高価申込者の決定等通知書」を、次順位買受申込者には「不動産の次順位買受申込者決定等通知書」を送付します。

11. 警察への調査の嘱託

最高価申込者等の決定後、警察当局に対し、以下の対象者が暴力団員等に該当するか否かの調査の嘱託を行います。

なお、「陳述書」に指定許認可等を受けていることを証する書面の写しを添付している者については、調査の嘱託は行いません。

- ①最高価申込者
- ②次順位買受申込者
- ③上記①及び②の者が提出した「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」に記載されている者
- ④上記①から③までの者が法人である場合は、その役員に該当する者

12. 公売保証金の返還

最高価申込者及び次順位買受申込者以外の入札者が提供した公売保証金は、開札終了後に返還します。

なお、次順位買受申込者が提供した公売保証金は、最高価申込者が買受代金の納付した後に返還となります。

また、暴力団員等に該当した者が提供した公売保証金は最高価申込者等の決定の取消後に返還となります。

13. 売却決定

売却決定は次のとおりに行います。

- ① 最高価申込者が暴力団員等に該当しないと認められる場合
公売公告に記載した日時に、最高価申込者に対して行います。
ただし、売却決定の日までに、警察への調査の嘱託の結果が明らかにならない場合には、売却決定の日時及び買受代金の納付の期限が変更されます。
- ② 最高価申込者が暴力団員等に該当すると認められる場合
最高価申込者の決定を取り消し、次順位買受申込者に対して売却決定を行います。

なお、次順位買受申込者への売却決定日時は、国税徴収法第113条第2項各号に掲げる日に行います。ただし、次順位買受申込者が暴力団員等に該当すると認められた場合には、次順位買受申込者に対する売却決定は行いません。

14. 買受代金の納付

売却決定後、買受人は代金納付期限までに、買受代金の全額（公売保証金を充当する場合は、充当後の残額）を、現金又は銀行振出小切手（振出日から起算して7日を経過していないもの）で、直接持参又は口座振込による方法のいずれかで納付してください。その際の手数料は、買受人の負担になります。

なお、次順位申込者が売却決定を受けた場合は、国税徴収法第115条第1項の規定により、売却決定の日から起算して7日を経過した日が納付期限となります。

15. 権利取得の時期

権利取得の時期は、買受人が買受代金を全額納付した時とします。ただし、農地の場合は農業委員会等の許可があった時に権利を取得します。

なお、買受代金全額納付後に生じた財産の毀損、盜難、焼失等による損害の負担は、買受人が負うことになります。

16. 公売財産の引渡し

公売による売却財産について、川越市は引渡しの義務を負いません。明渡請求、公売財産内の動産の処理及び鍵の引渡しなどは、すべて買受人自身で行ってください。

17. 権利移転に伴う費用及び手続き

公売による権利移転に伴う費用（移転登記の登録免許税・郵送料・振込手数料等）は買受人の負担となります。

買受人は買受代金納付後、速やかに権利移転に必要な書類を提出してください。

- ・所有権移転登記請求書
- ・買受人の住所又は所在地を証する書面
　個人の場合→住民票の写し等
　法人の場合→法人の履歴事項証明書又は資格証明書
- ・登録免許税相当額の収入印紙又は領収証書（原本）
- ・市町村が発行する公売財産の固定資産評価証明書又は価額通知書
- ・登記嘱託書及び登記識別情報（登記済証）の郵送に要する郵便切手
- ・公売財産が農地の場合は、都道府県知事等の許可又は届出受理を証する書面
- ・代理人又は代表権限を持っていない法人の従業員などが所有権移転登記の請求される場合は、当該法人の委任状

18. 最高価申込者及び次順位買受申込者の決定取消し

次に該当する場合は、決定を取り消します。

- ① 最高価申込者及び次順位買受申込者の決定後、売却決定前に、公売財産に係

- る滞納市税等の完納の事実が証明されたとき。
- ② 国税徴収法第108条第2項（公売実施の適正化のための措置）に該当する事実があったとき。
 - ③ 最高価申込者及び次順位買受申込者（最高価申込者及び次順位買受申込者が法人の場合、陳述書に記載された役員全員を含む。）が暴力団員等に該当することが認められたとき。

19. 売却決定の取消し

次に該当する場合は、売却決定を取り消します。

- ① 売却決定後、買受代金の納付前に、公売財産に係る滞納市税等の完納の事実が証明されたとき。
- ② 買受人が買受代金をその納付期限までに納付しないとき。
- ③ 売却決定後、国税徴収法第108条第2項の規定に該当する事実があった場合。

20. 買受申込み等の取消し

売却決定が行われた後であっても、法律の規定に基づいて滞納処分の続行が停止される場合には、最高価申込者及び次順位申込者並びに買受人は、その停止されている間は、買受申込み等の取消しを行うことができます。

21. 公売保証金の帰属等

買受人が、買受代金をその納付期限までに納付しないことにより、売却決定が取り消された場合には、その者の提供した公売保証金は、その公売にかかる市税に充て、なお残余金があるときは、これを滞納者に交付します。

なお、国税徴収法第108条2項の規定による処分を受けた者の提供した公売保証金は川越市に帰属し、その後2年間は公売への参加を制限します。

22. 適格請求書（インボイス）について

消費税課税財産の公売については、媒介者交付特例により下記の場合のみ交付します。なお、交付対象となる公売財産の際には、公売公告に記載します。

- ① 公売財産の所有者と買受人が共に適格請求書発行事業者（登録事業者）であること。
- ② 買受人からの交付請求があったとき。

入札手順

入札書等送付依頼書（期間入札用）の提出

入札必要書類の交付

公売保証金の納付

入札書及び関係書類の提出

開札・追加入札

最高価申込者・次順位買受申込者に決定した方

最高価申込者・次順位買受申込者に該当しなかった方

最高価申込者・次順位買受申込者の決定

公売保証金の返還

警察当局への照会

売却決定

買受代金の納付

次順位買受申込者の買受

※買受人（売却決定を受けた最高価申込者）が期限までに代金を納付しない場合等

公売財産の権利移転

入札書の記載例

川越市長 殿

入 札 書

令和 年 月 日

入 札 者	住 所 (所在地)	〒350-8601 埼玉県川越市元町1-3-1	記入日を 書いてください。
	フリガナ	かわごえ たろう	電 話 番 号
	氏 名 (名 称)	川越 太郎	(自宅・事務所) (049) 224-8811 (携帯)

代 理 人	住 所 (所在地)	〒 代理人が入札をする場合は、代理人の住所・氏名を記入してください。 (委任状が必要です。)	電 話 番 号
	フリガナ		
	氏 名 (名 称)		(自宅・事務所) (携帯)

下記のとおり入札します。

入札する売却区分番号を記入
してください。

公売財産の売却区分番号	入 札 價 額									
川-1	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
		¥	1	0	0	0	0	0	0	0

買受人となった場合の適格請求書（インボイス）の交付希望
(希望するときは、左の□内にチェックを入れてください)

入札価額の頭部には、「¥」もしくは「金」を付けてください。

※次順位による買受けの申込をする方のみ記入をしてください。

次順位による買受けの申込	氏名 川越 太郎
--------------	--------------------

次順位の買受を申
込む方のみ、記入し
てください。

【注意事項】

1. 入札書は、入札を行う公売財産ごとに、それぞれ作成してください。
2. 字体は鮮明に、インク又はボールペンで書いてください。
3. 代理人が入札する場合は、入札に先立って委任状を提出してください。
4. 入札価額は**公売財産の見積価額以上**の価額を記載してください。
また、アラビア数字で明確に記載し、入札価額の頭部には「¥」を記載してください。
5. 公売財産の売却決定は、最高価申込者の入札価額をもって行います。
6. 書き損じたときは、訂正をしないで、新しい入札書を作成してください。
7. 入札者は、提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができません。
また、同一人が同一の公売財産について2枚以上の入札書を提出した場合は、いずれの入札書も無効なものとなります。
8. 適格請求書が交付できる財産については、公売公告に適格請求書を交付できる旨の記載がありますので、当該記載がない場合には、上記のチェックを入れても適格請求書は交付できません。

公 売 財 産 の 明 細
(売却区分番号 川ー1号)

売却区分番号	川一 1号	見 積 価 額	2,240,000 円
		公 売 保 証 金	224,000 円

不動産の表示

(一棟の建物の表示)

所在 川越市大字今福字山田 563番地1

建物の名称 川越スカイハイツ

構造 鉄骨鉄筋コンクリート・鉄筋コンクリート造陸屋根8階建

床面積
1階 1413.00m²
2階 1421.14m²
3階 1421.14m²
4階 1421.14m²
5階 1273.13m²
6階 1000.02m²
7階 1000.02m²
8階 928.45m²

(専有部分の建物の表示)

家屋番号 大字今福 563番地1の62

建物の名称 409

種類 居宅

構造 鉄骨鉄筋コンクリート造1階建

床面積 4階部分 69.12m²

(敷地権の表示)

土地の符号 1

所在地及び地番 川越市大字今福字山田563番1

地目 宅地

地積 4830.47m²

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 1万分の77

土地の符号 2

所在地及び地番 川越市大字今福字走水995番1

地目 宅地

地積 361.81m²

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 1万分の77

財産の状況

所 在 地	川越市大字今福563番地1
種 別	区分所有建物
交通・最寄り駅等	西武新宿線「南大塚」駅の南東2,600m（道路距離）に位置する。

【土地の情報】			
土 地 面 積	合計 5,192.28 m ²	権 利	所有権
土 地 持 分	1万分の 77	地 目	宅地
都 市 計 画 区 域	市街化調整区域	用 途 地 域	無指定
建 ぺ い 率	60%	容 積 率	200%
地 盤 地 勢	平坦	浸水想定区域	0.5~3m未満
幅員、接道状況	北側：幅員約6.4~6.5m（法第42条第1項第1号） 西側：幅員約8.92~9.24m（法第42条第1項第1号）		
供給処理施設	上水道：あり 下水道：あり ガス：あり		
その他法令等の規制	高さ制限あり。日影規制あり。		
その他の情報	文化財包蔵地の指定無し。都市景観誘導地域に該当。 対象地は、都市機能誘導区域外、居住誘導区域外に該当します。都市機能誘導施設や一定規模以上の住宅を開発・建築する場合は着手の30日前までに立地適正化計画に関する届出が必要です。		

【建物の情報】			
建物の名称	川越スカイハイツ		
種類	居宅	構造	鉄骨鉄筋コンクリート・鉄筋コンクリート造陸屋根8階建
間取り	3LDK	階建／階	8階建／4階（409）
建築年月日	昭和56年8月8日(新築)	床面積	69.12m ²

【現況及び特記】	
・ 公売物件の建物については、現在居住中です。	
・ 設備の利用可能性は低く、リフォームが必要と認められます。	
・ 管理費等は、管理費9,130円、積立修繕金12,352円の月額合計21,482円です。	
・ 未納管理費は令和7年7月25日まで33,519円+遅延損害金です。	
・ 買受人は公売財産上の負担(マンションの未納管理費等)を引き受けなければなりません。	
・ 対象となる部屋の鍵については、所有者が管理しており、引渡し等の手続きについて川越市は関与いたしません。	
・ 公売財産内の動産の撤去等及び占有者に対する明け渡し請求等は、すべて買受人自身で行ってください。	
・ 公売物件の入札を希望される方は、事前に関係機関等に必ずご確認ください。	
・ 公売物件の引渡しの手続きについて川越市は関与いたしません。	
・ その他特筆すべき危険、嫌悪施設はありません。	
その他事項	混在財産

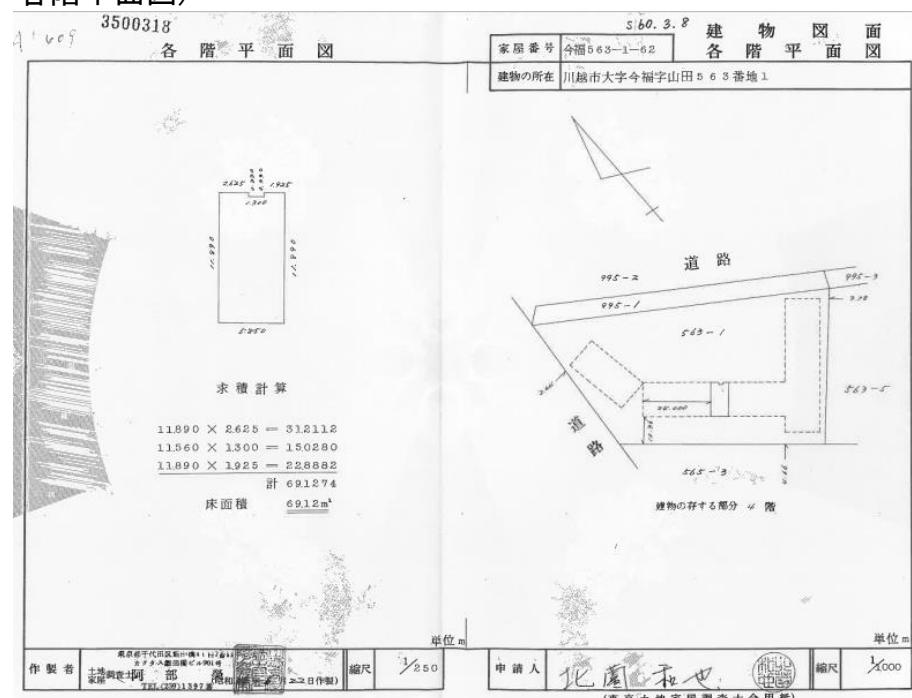
売却区分番号

川-1号

(所在地図)

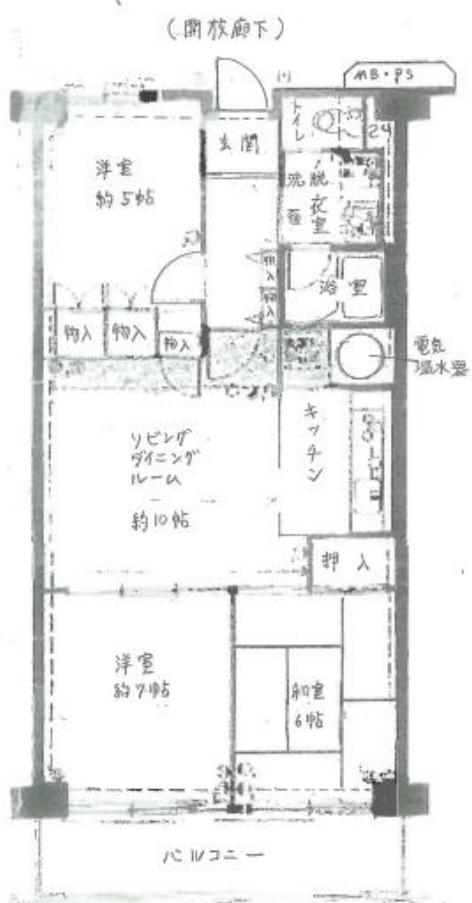


(建物図面・各階平面図)



※図面と現況が異なる場合は現況優先

(間取り図)



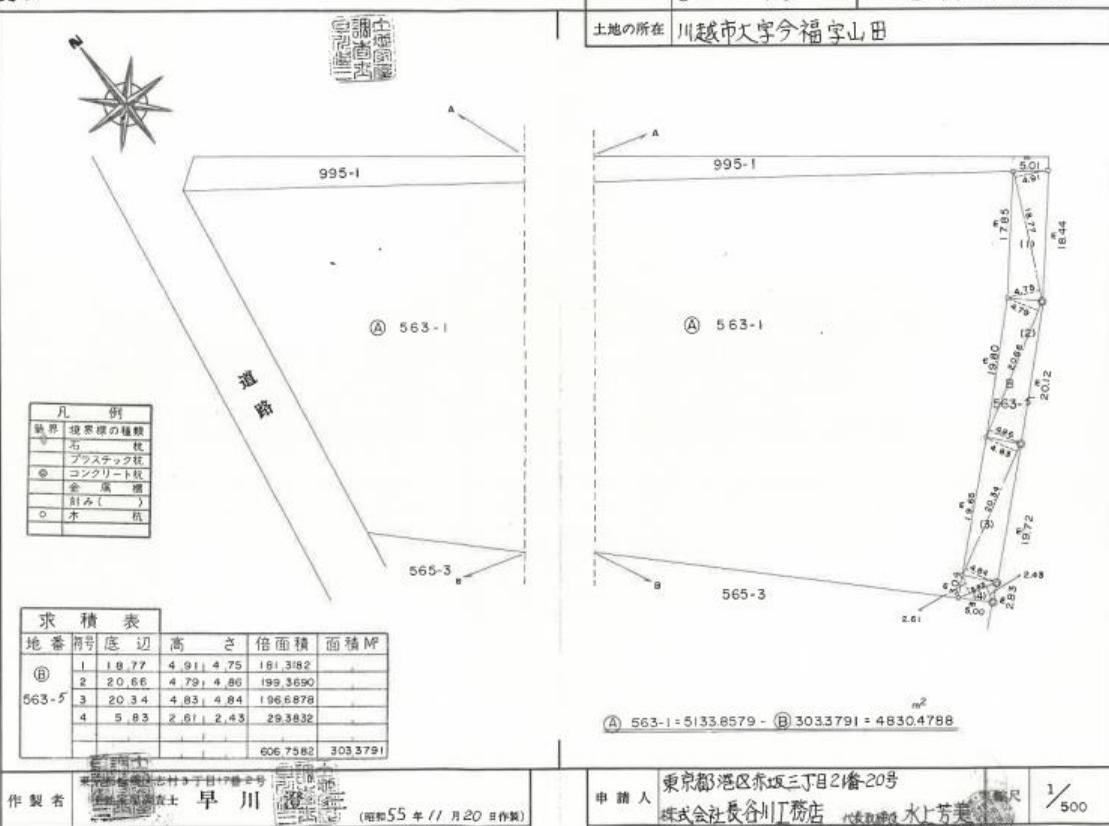
(地積測量図)

既前提出

地番 ④ 563-1 , ④ 563-5

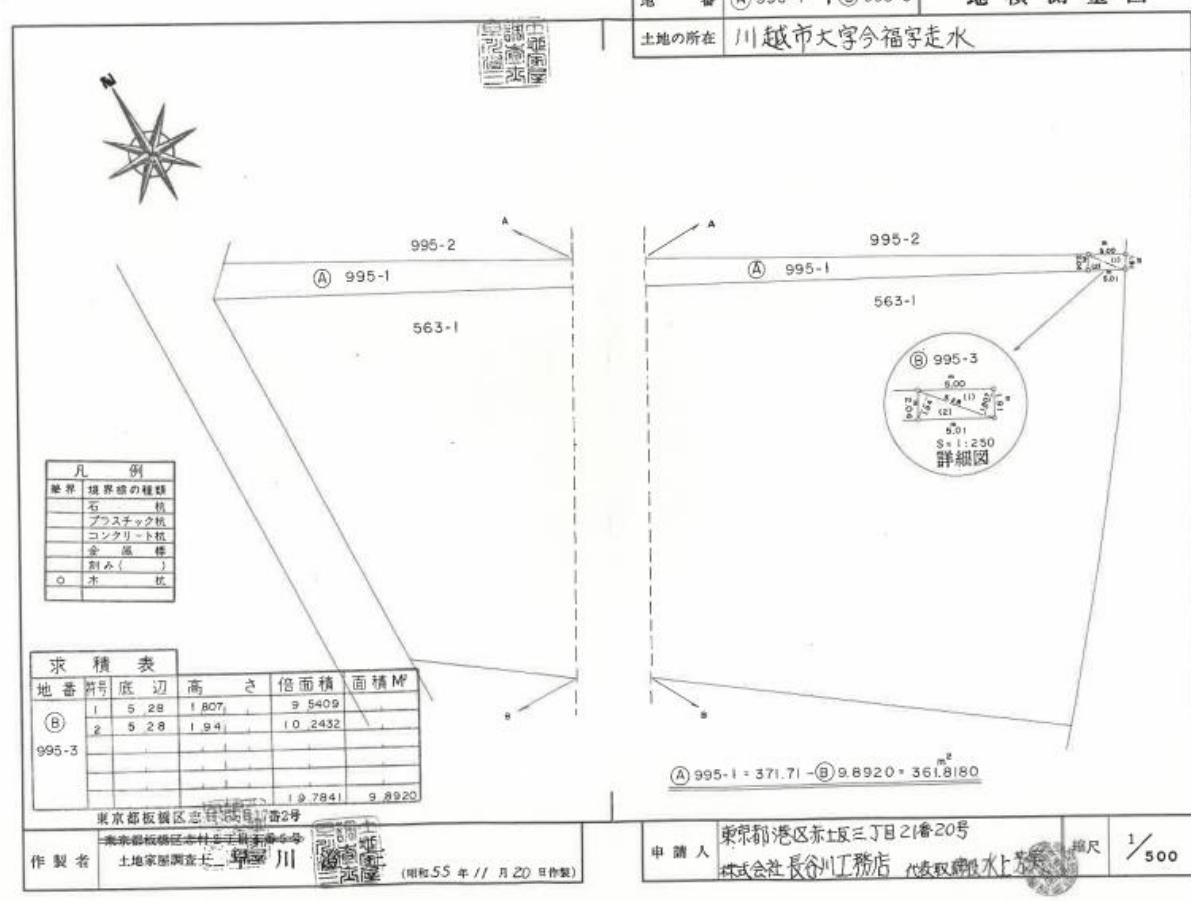
地積測量図

土地の所在 川越市大字今福字山田

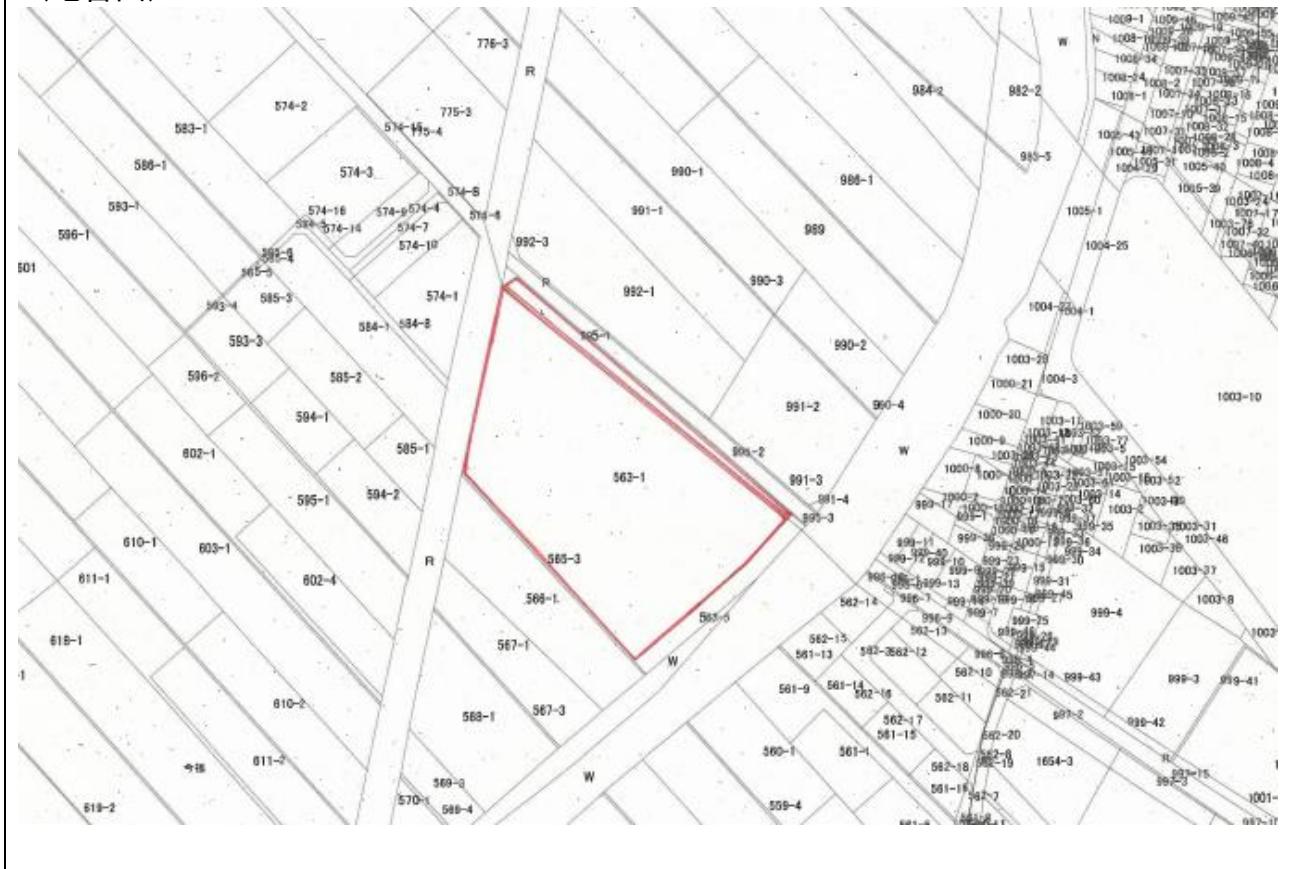


地番 ④ 995-1 , ④ 995-3 地積測量図

土地の所在 川越市大字今福字走水



(地番図)



対象不動産写真（撮影日 令和8年1月14日）



北側より撮影（一部画像を処理しています）



※南西側より撮影（一部画像を処理しています）



※エントランス

公 売 財 産 の 明 細
(売却区分番号 川－2号)

売却区分番号	川一2号	見 積 價 額	1,800,000円	
		公 売 保 証 金	180,000円	
不動産の表示				
【一棟の建物の表示】				
所在 川越市大字笠幡字西山 4004番地8				
建物の名称 笠幡団地式号棟				
構造 鉄筋コンクリート造陸屋根5階建				
床面積 1階 465.29m ²				
2階 465.29m ²				
3階 465.29m ²				
4階 465.29m ²				
5階 465.29m ²				
【専有部分の建物の表示】				
家屋番号 大字笠幡 4004番8の48				
建物の名称 302				
種類 居宅				
構造 鉄筋コンクリート造1階建				
床面積 3階部分 51.41m ²				
【敷地権の表示】				
土地の符号 1				
所在及び地番 川越市大字笠幡字西山4004番8				
地目 宅地				
地積 2634.70m ²				
敷地権の種類 所有権				
敷地権の割合 2055万1400分の5万1410				
土地の符号 2				
所在及び地番 川越市大字笠幡字西山4004番2				
地目 宅地				
地積 15005.17m ²				
敷地権の種類 所有権				
敷地権の割合 2055万1400分の5万1410				
土地の符号 3				
所在及び地番 川越市大字笠幡字西山4004番6				
地目 宅地				
地積 1036.52m ²				
敷地権の種類 所有権				
敷地権の割合 2055万1400分の5万1410				
土地の符号 4				
所在及び地番 川越市大字笠幡字西山4004番7				
地目 宅地				
地積 1828.12m ²				
敷地権の種類 所有権				
敷地権の割合 2055万1400分の5万1410				

土地の符号 5
所在及び地番 川越市大字笠幡字西山4021番1
地目 宅地
地積 1932.98m²
敷地権の種類 所有権
敷地権の割合 2055万1400分の5万1410

土地の符号 6
所在及び地番 川越市大字笠幡字西山4021番3
地目 宅地
地積 860.40m²
敷地権の種類 所有権
敷地権の割合 2055万1400分の5万1410

土地の符号 7
所在及び地番 川越市大字笠幡字後口4033番10
地目 宅地
地積 1251.30m²
敷地権の種類 所有権
敷地権の割合 2055万1400分の5万1410

土地の符号 8
所在及び地番 川越市大字笠幡字後口4033番20
地目 宅地
地積 31.85m²
敷地権の種類 所有権
敷地権の割合 2055万1400分の5万1410

土地の符号 9
所在及び地番 川越市大字笠幡字倉ヶ谷戸4452番3
地目 宅地
地積 6783.79m²
敷地権の種類 所有権
敷地権の割合 2055万1400分の5万1410

土地の符号 10
所在及び地番 川越市大字笠幡字倉ヶ谷戸4452番6
地目 宅地
地積 2108.02m²
敷地権の種類 所有権
敷地権の割合 2055万1400分の5万1410

【主である建物の表示】
所在 川越市大字笠幡字倉ヶ谷戸 4452番地6、4452番地3
家屋番号 4452番6
種類 集会所 事務所
構造 鉄筋コンクリート造陸屋根平家建
床面積 95.83m²
持分 2055万1400分の5万1410

【附属建物の表示】

符号 1

種類 ポンプ室

構造 鉄筋コンクリート造陸屋根 2階建

床面積 1階 72.00m²2階 48.00m²

持分 2055万1400分の5万1410

符号 2

種類 受水槽

構造 鉄筋コンクリート造陸屋根 2階建

床面積 1階 95.21m²2階 14.94m²

持分 2055万1400分の5万1410

財産の状況

所 在 地	川越市大字笠幡字西山4004番地8		
種 別	区分所有建物		
交通・最寄り駅等	JR川越線「笠幡駅」北西540m(道路距離)、150m(直線距離)		

【土地の情報】

土 地 面 積	合計 33,472.85 m ²	権 利	所有権
土 地 持 分	2055万1400分の5万1410	地 目	宅地
都 市 計 画 区 域	市街化区域	用 途 地 域	第二種中高層住宅専用地域
建 ぺ い 率	60%	容 積 率	200%
地 盤 地 勢	平坦	浸水想定区域	該当なし
幅員、接道状況	北側：幅員7.5m (法第42条第1項第1号道路)		
供給処理施設	上水道：あり 下水道：あり ガス：あり		
その他法令等の規制	高さ制限あり。日影規制あり。		
その他の情報	文化財包蔵地の指定無し。都市景観誘導地域に該当。 対象地は都市機能誘導区域外、居住誘導区域内に該当します。 都市機能誘導施設を開発・建築する場合は着手の30日前までに立地適正化計画に関する届出が必要です。		

【建物の情報】

建物の名称	笠幡団地式号棟		
種 類	居宅	構 造	鉄筋コンクリート造陸屋根 5階建
間 取 り	3DK	階 建 ／ 階	5階建／3階(302号室)
建築年月日	昭和57年7月23日新築	床 面 積	51.41m ²
共 有 部 分	川越市大字笠幡字倉ヶ谷戸 4452番地6、4452番地3 (集会所 事務所 ポンプ室 受水槽) 持分2055万1400分の5万1410		

【現況及び特記】

- ・公売財産の建物については、現在空き家となっております。
- ・管理費等は、管理費 5,000 円、積立修繕金 5,000 円の月額合計 10,000 円です。
- ・未納管理費は令和 7 年 12 月 26 日現在、1 円です。未納管理費の詳細については、管理組合へお問合せください。
「笠幡グリーンパーク管理組合(笠幡住宅管理組合)」 TEL:049-232-6474
- ・残置物が多数あります。
- ・上下水道、都市ガスは整備済です。
- ・買受人は公売財産上の負担(マンションの未納管理費等)を引き受けなければなりません。
- ・対象となる部屋の鍵については、所有者が管理しており、引渡し等の手続きについて川越市は関与いたしません。
- ・公売財産内の動産の撤去等及び占有者に対する明け渡し請求等は、すべて買受人自身で行ってください。
- ・その他特筆すべき危険、嫌悪施設はありません。

その他事項	混在財産
-------	------

売却区分番号

川一2号

(所在地図)

4
+



(建物図面・各階平面図)

各階平面図

家屋番号 竪4004番8-48

建物図面

559.9.30

建物の所在 埼玉県川越市大字笠幡字西山4004番地8



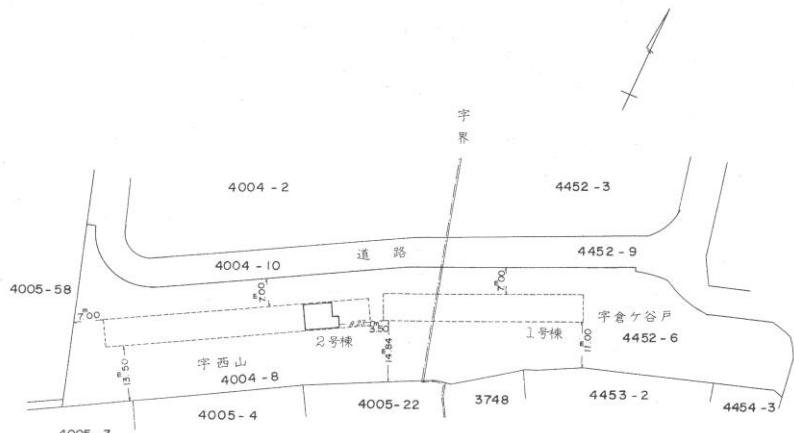
面積計算表

$$\begin{aligned} 6.905 \times 3.28 &= 22.6484 \\ 8.06 \times 3.60 &= 29.0160 \\ &= 51.6644 \text{ --- A} \end{aligned}$$

$$0.24 \times 1.0275 = 0.2466 \text{ --- B}$$

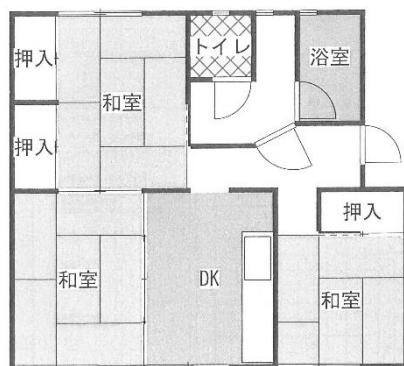
$$A - B = 51.4178$$

専有床面積 51.4178 M²



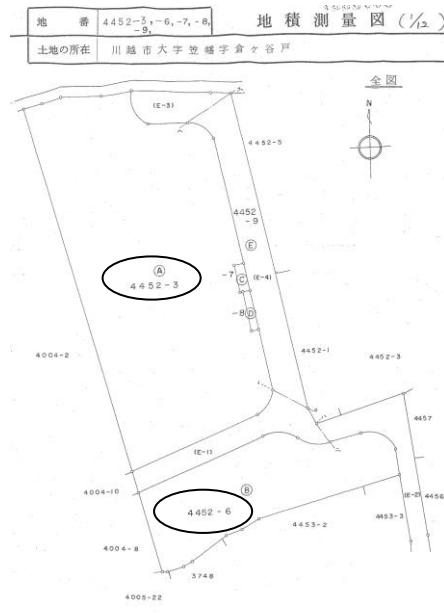
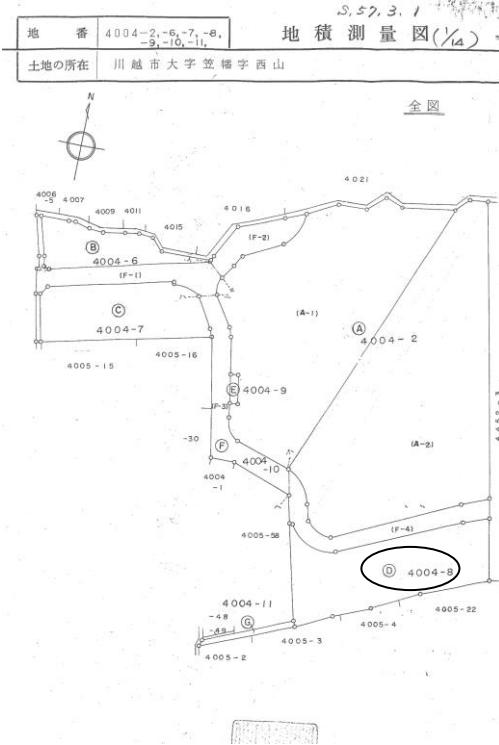
部分3階
302号

(間取り図)

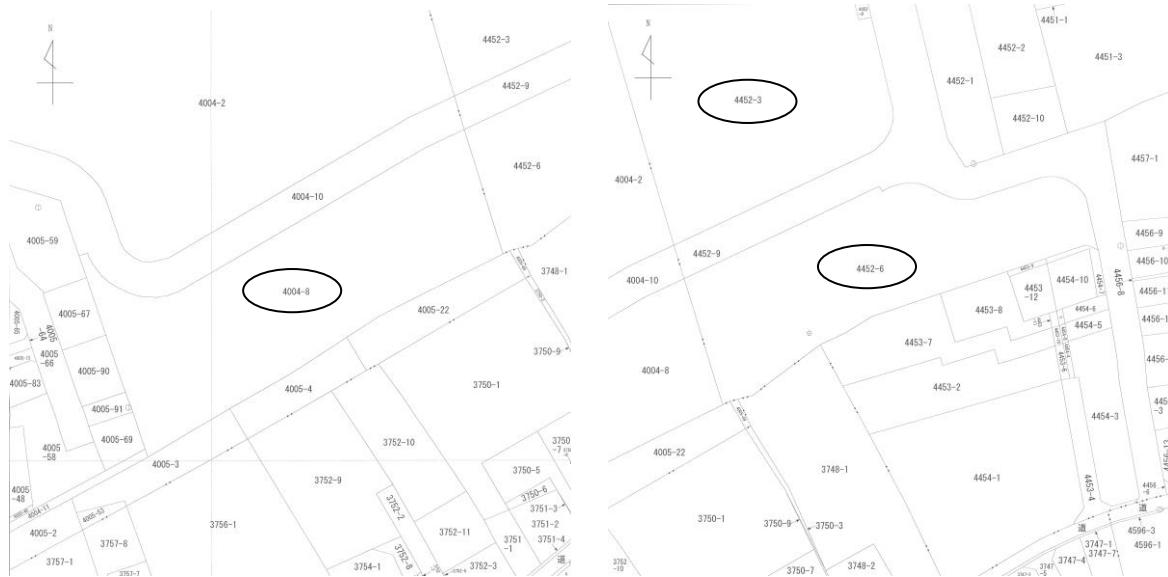


※図面と現況が異なる場合は現況優先とさせていただきます。

(地積測量図)



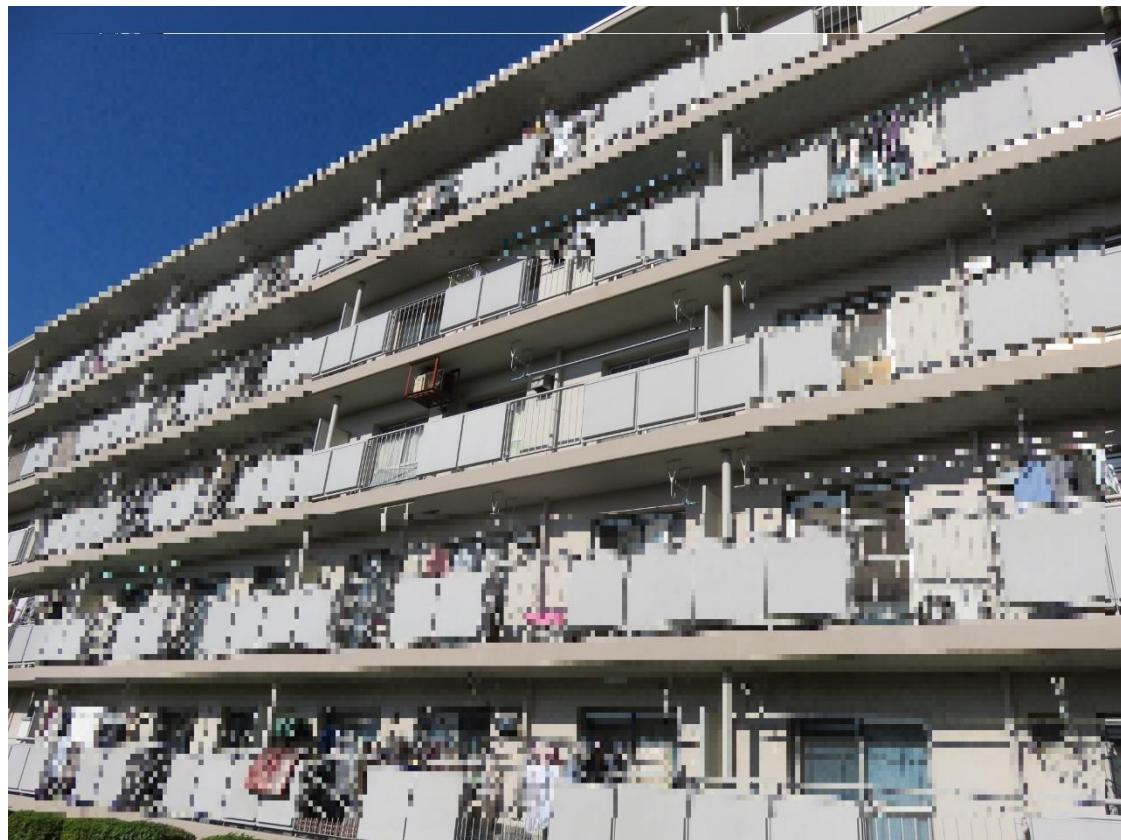
(地番図)



対象不動産写真（撮影日：令和6年12月25日）



※北側より撮影（一部画像を処理しています）



※南側より撮影（一部画像を処理しています）



※エントランス

入札書等送付依頼書（期間入札用）

下記の公売財産の入札関係書類を送付してください。

入札者	住所 〒 一 ----- 氏名
代理人	住所 〒 一 ----- 氏名
連絡先	() 一
送付先	住所 〒 一 ----- 氏名
入札期間	令和8年1月27日（火）午前9時～令和8年2月3日（火）午後5時
開札の日時	令和8年2月9日（月）午前9時
売却区分番号	川一 号
公売財産・所在地等	
公売保証金の提供方法 <u>（該当番号に○をつけてください）</u>	<p>1 銀行振込</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公売保証金を振り込んだ日から川越市が納付を確認するまで、3開庁日程度要することがあります。 ・振込手数料は、公売参加申込者の負担となります。 ・類似の口座名にご注意ください。 <p>2 現金又は銀行振出小切手の直接持参</p> <ul style="list-style-type: none"> ・銀行振出の小切手は、振出日から起算して7日を経過していないものに限ります。 ・受付時間は、平日の午前9時から午後5時までです。

※この依頼書を川越市役所収納対策課まで提出又は郵送してください。（FAX可）

※複数の物件について送付依頼される方は、入札を希望するすべての物件について売却区分番号等を記入してください。

※入札書が入札期間内に到着しなかった場合は、入札に参加できません。余裕を持って手続を行ってください。

送付先 〒350-8601 埼玉県川越市元町1丁目3番地1 川越市役所財政部収納対策課

電話 049-224-6179（直通）

FAX 049-226-2538